

## 三芳町少年少女スポーツ公園条例（案）に対する ご意見と町の考え方について

町民の皆様からご意見を募集したところ、次のとおりご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。

提出されたご意見及びそれに対する町の考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件： 三芳町少年少女スポーツ公園条例		
担当課	都市計画課 みどり公園係 電話 049-258-0019 メールアドレス toshikei@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	2名 3件（うち同一の意見1件）	
対応状況	以下の通り	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
1. 施設の名称について 「スポーツ公園」とする と所管がわかりづらく、既存の総合運動公園などとの兼ね合いが紛らわしくなるので、 「レクリエーション公園」などに名称を変更した方が良いのではないかと。	施設の名称を変更します。 2. でご指摘の意見と併せて検討しました結果、利用の方法や対象者を限定してしまうような誤解を与えないように「三芳町自然の森・レクリエーション公園」と変更いたします。	当公園は、野球グラウンドが整備されており、各種運動や レクリエーション活動、また「くつろぎの場」としても利用できるようにと考えておりましたので、ご指摘のとおりいたします。
2. 施設の名称について 「少年少女スポーツ公園」では、あまりにも利用対象者を限定しすぎていて、本来の利用の趣旨と違うのではないかと。「自然の森・総合スポーツ公園計画策定委員会」において、様々	上記のとおりです。	当公園の利用については、「少年・少女」に限定するわけではございませんので、ご指摘のとおり名称を変更したいと思います。

<p>な検討をした経緯から考えれば「三芳町自然の森公園」という名称がふさわしいと考える。</p>		
<p>3. 条文中の「使用者」「使用団体」「登録団体」という言葉の定義が曖昧なので整理をした方が良くと思う。</p>	<p>条文の該当する部分について修正をしました。</p>	<p>第4条以下で該当する条文について、町長より許可を受けた者を「使用者」として定義いたしました。</p>